

ESPO

NO. 617

2024. 3月25日発行
隔月発行



宮城県中小企業団体中央会
Miyagi Prefecture Federation of Small Business Associations

「ESPO」とは…フランス語のESPOIR（エスポワール）の略で「希望」の意味です。社会にとって明るく可能性と希望に満ちた存在であり、バイタリティあふれる中小企業を象徴するものとして命名しました。



ご支援を賜りありがとうございました。 (令和6年能登半島地震 義援金に係る御礼)

今年の元日に能登半島沿岸を震源として発生した大規模地震では半島を中心に各地域での甚大な被害が報じられており、多くの方々が今も避難を余儀なくされる状況となっています。

こうした中、当該地域の中小企業及び組合並びに関係者の方々を支援することを目的として、全国中小企業団体中央会では各都道府県中央会を通じ義援金を募ることとなり、本会では去る1月30日より2月19日までの期間中、会員の皆様へ義援金をお願い申し上げましたところ、多くの皆様方より義援金をお寄せ頂きました。

温かいご支援を賜り誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

○義援金の総額 4,540,000円

(義援金をお寄せ頂いた会員組合等の皆様 計182組合等)

※今般、本会にお寄せ頂いた義援金は2月末に全国中央会に送金し、その後は同中央会で一括して取り纏めの上、3月11日に全国中央会の森会長が石川県中央会を訪問され、その目録をお渡ししました。

令和6年度(第68期)通常総会開催のお知らせ

本会の令和6年度(第68期)通常総会は、下記のとおり開催予定です。

日 時 令和6年6月10日(月) 14時00分

場 所 江陽ランドホテル(仙台市青葉区本町2丁目3-1)

※詳細は決まり次第、皆様にお知らせいたします。

Contents

03 トピックス

- 新春講演会・新春の集いを開催
- 宮城県花卉商業協同組合創立50周年記念式典・祝賀会を開催

04 ●「ChatGPT・生成AI業務活用セミナー」を開催

- 「組合運営セミナー」を開催
- 「組合監事の監査手法講習会」を開催

05 ●「決算・税務等講習会」を開催

- 「カーボンニュートラル基礎講習会」を開催
- 令和6年能登半島地震発生による県内業界への影響調査

06 ● 第75回中小企業団体全国大会決議等に係る施策要望活動を展開(全国中央会)

- 新入職員の紹介

07 ● 「令和5年度取引力強化推進事業」の活用事例をご紹介します。

- 『経済の血液』物流を守ろう!

08 ● 宮城県における中小企業の労働事情(調査時点:令和5年7月1日)

10 コラム

- SDGsと企業経営(3)
— 中小・地域企業における取り組みと展望 —
東北学院大学 経営学部経営学科 教授 矢口 義教 氏

12 経営相談室

- 通常総会開催までの手順
- 年度末手続き上の20のポイント

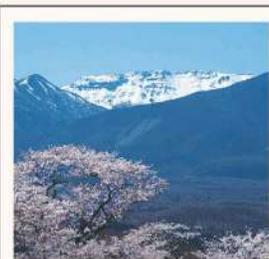
14 景況レポート

15 経営相談室

- 脱退した組合員にも
配当するの?
(組合法解説 vol:10)

16 広告

- 業務災害補償制度/
ビジネス総合保険制度の
ご案内



表紙の写真
屏風岳(蔵王町)

新春講演会・新春の集いを開催

1月16日（火）仙台国際ホテルにおいて、恒例の新春講演会を宮城商工中金会、宮城県商工振興協同組合、宮城県商店街振興組合連合会等の関連10団体共催により、組合、関係機関等多数のご参加を頂き盛大に開催しました。

佐藤会長は年頭に当たり、閉塞感を打開するには予定調和を崩し新しいことに取り組むことが必要、中央会も変化することが重要であると挨拶しました。新春講演会では、アイリスオーヤマ株式会社 代表取締役会長 大山健太郎氏を講師に迎

え、「消費者目線 ～ユーザーインの重要性～」をテーマに講演が行われ、消費人口の減少に対し県内中小企業が持つポテンシャルと社員中心経営の重要性について説明がありました。

新春の集いでは東北経済産業局長 戸邊千広様、宮城県知事 村井嘉浩様、仙台市副市長 藤本章様からご祝辞を頂戴しました。本県選出国會議員並びに県議會議員の多数ご参加のもと、4年ぶりの鏡開きを行い、商工中金仙台支店長 黒田直洋様の乾杯のご発声により祝宴に移りました。



佐藤会長の挨拶



大山代表取締役会長による講演



東北経済産業局長の挨拶



宮城県知事の挨拶



仙台市副市長の挨拶



4年ぶりの鏡開き

宮城県花卉商業協同組合創立50周年 記念式典・祝賀会を開催

宮城県花卉商業協同組合が創立50周年を迎え、1月24日（水）、パレスへいあんにおいて、記念式典が開催されました。コロナ禍で開催が1年延期されましたが、式典には郡和子仙台市長をはじめ、関係者約130名が出席しました。祝賀会で

は豪華景品の抽選会も行われ、大いに盛り上がりを見せました。

今後益々のご発展をご祈念申し上げます。おめでとうございます。



「ChatGPT・生成AI業務活用セミナー」を開催

1月26日（金）、パレスへいあん（仙台市青葉区）において、「ChatGPT・生成AI業務活用セミナー」を開催しました。本セミナーには52名の方にご参加をいただき、講師には東北大学大学院情報科学研究科 准教授 坂口慶祐氏をお招きし、ChatGPT、Copilot、Bard（現：Gemini）を例に、対話型生成AIを業務で活用するために必要な基礎知識や効果的な利用シーン、安全に利用するために押さえておきたいポイントなどについて、実践と質疑応答を交えながら解説をいただきました。



「組合運営セミナー」を開催

2月6日（火）、仙台商工会議所大会議室を会場に「組合運営セミナー」を開催し、組合事務局担当者の皆様を中心に、56名の方にご参加いただきました。

セミナーでは、年度末に作成が必要な書類の確認、作成上の留意点、通常総会開催までの手順、通常総会終了後の決算関係書類の届出に至る一連の事務手続きを本会職員が説明しました。

これから年度末・総会シーズンを迎える組合の皆様におきましては、1年を通して最も忙しい時期となりますが、今後とも本会主催の研修会を是非ご活用いただき、適正な組合運営にお役立ていただければ幸いです。



「組合監事の監査手法講習会」を開催

2月13日（火）、パレスへいあんに会場に「組合監事の監査手法講習会」を開催し、組合の監事を中心に33名の方にご参加いただきました。

講師の吉田徹税理士より、監事の役割、監査の手順、チェックリストを用いた監査方法、会計監査のポイントを重点にお話しいただいたほか、本年1月より施行された電子帳簿保存法について監事の立場から組合の対応状況を確認しなければならない事項等のご説明をいただきました。

多くの組合がこれから決算を迎えますが、組合員への監査報告は必須となっております。組織の活性化につながる、より効果的な監査を学ぶ実践的なセミナーとなりました。



「決算・税務等講習会」を開催

2月21日（水）、公認会計士の鈴木一樹氏を講師に迎え、TKPガーデンシティ仙台勾当台にて決算・税務等講習会を開催しました。

組合事務担当者を中心に、59名のご参加をいただき、午前中は「決算書の作成」、午後には「法人税申告書」、「消費税申告書」について、組合特有の会計・税務処理について例題を交えながら学びました。

参加者アンケートからは、説明が的確で非常にわかりやすかったなど好評のご意見を多数いただきました。

今後、年度末や総会を迎える組合の皆様も多いと思われます。年度末手続きや定款変更などご不明な点などございましたら本会職員までお気軽にご相談ください。



「カーボンニュートラル基礎講習会」を開催

2月16日（金）、ハーネル仙台において、「カーボンニュートラル基礎講習会」を宮城県中小企業団体青年部連絡協議会との共催で開催し、26名のご参加をいただきました。

第一部ではMS&ADインターリスク総研株式会社 隆太郎氏よりカーボンニュートラルの基礎や企業の省エネ・再エネの取組みについて、第二部では宮城県環境生活部環境政策課の担当者より宮城県が施策として取り組んでいる内容や、県内事業者の取組み事例についてお話をいただきました。

2050年カーボンニュートラルの実現には、国民各

層が総力を挙げての取り組みが必要です。本会でも、引き続き情報提供などに取り組んでまいります。



令和6年能登半島地震発生による県内業界への影響調査

令和6年1月1日石川県能登半島で最大震度7の地震が発生したことにより、事業への影響等について本会が委嘱している中小企業団体情報連絡員（製造業界14名、非製造業界31名）の皆様に対し、緊急アンケートを実施いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

調査項目は ①現在の影響、②今後の影響の見通し、③本県中小企業等に対する国等に求める支援施策について行っております。※回答率66.7%（30/45）以下、各項目の回答内容

①現在ある程度影響があると回答した業種：各種卸売業、青果小売業

・各種卸売業…取引先の顧客・工場が被災し入荷に影響あり。

②今後ある程度影響があると回答した業種：各種卸売業、青果小売業

- ・各種卸売業…靴、アパレル関係で2月以降の納品への影響や半導体部品の納期遅延、商材等の納入の遅れが見込まれる。
- ・青果小売業…産地からの入荷減、価格の高騰が懸念される。

③本県中小企業等に対する国等に求める支援策

- ・被災事業者への支援施策を含む被災地域の現状に関する情報提供を望む。
- ・被災地に取引先があり商品等の流通への影響が今後懸念されるが、同業者の多くが被災している状況を観て、国には金融支援、補助支援について手厚く実施されることを期待するとともに、社会インフラに関する復旧整備等について支援の要請があれば対応したいとのコメントが複数。

第75回中小企業団体全国大会決議等に係る 施策要望活動を展開（全国中央会）

去る10月11日、仙台国際センター（仙台市青葉区）にて開催された「第75回中小企業団体全国大会」では、中小企業及び中小企業組合等の抱える諸問題に関する決議が採択されており、現在、全国中小企業団体中央会では、その大会決議を基にした要望活動を活発に行っています。

なかでも12月14日に決定した「令和6年度与党税制改正大綱」では、本年度末に適用期限を迎える中小企業向け賃上げ促進税制が3年、事業承継税制の特例承継計画提出期限は2年、少額減価償却資産の損金算入制度の特例措置3年とそれぞれ税制措置の延長が示されました。このほかにも中小企業事業再編投資損失準備金制度、交際費等の損金不算入制度など適用期限の延長措置が講じられています。また、賃上げ促進税制では控除率の上乗せについて、さらに高い賃上げ率の要件が創設され、従来の4パーセントに加え5パーセント、7パーセントの賃上げを促進。それから、赤字決算の中小企業も賃上げに取り組めるよう、新たに繰越控除制度も創設されました。

また、11月15日首相官邸において開催された「政労使の意見交換」に全国中央会の森会長が出席し、岸田総理大臣及び出席閣僚等に対して、①労務費の価格転嫁に関して客観的な数値などに基づき転嫁交渉ができるよう実効性のあるガイ

ドラインの作成、②政府による強力な価格転嫁対策の継続と2パーセント程度の緩やかな物価上昇が続くような施策の継続、③所得税減税など消費者の所得向上が期待できる対策の継続、④従業員の雇用の維持と経営資源の散逸を防ぐため事業承継対策の一層の強化や第三者によるM&A支援強化等について要望しています。

全国中央会では、これからも大会決議を多くの政府関係者、国会議員等に届け、その実現を強く申し入れることにしています。



自民党政策懇談会にて要望

全国中央会の主な要望活動

- 10月16日 自由民主党 木原誠二衆議院議員、甘利明衆議院議員、古賀篤衆議院議員、山際大志郎衆議院議員、田畑裕明～27日 衆議院議員、宮内秀樹衆議院議員、伊藤達也衆議院議員、福田達夫衆議院議員へ要望
- 10月30日 自由民主党 「予算・税制等に関する政策懇談会」で要望
- 11月13日 国民民主党 「国民民主党税制調査会」で要望
- 11月17日 自由民主党 「中小企業・小規模事業者政策調査会」で要望
- 11月17日 公明党 「政策要望懇談会」で要望
- 11月22日 自由民主党 井原巧衆議院議員、富樫博之衆議院議員、山田美樹衆議院議員、小林史明衆議院議員、上野賢一郎衆議院議員、武藤容治衆議院議員、青山繁晴参議院議員、関芳弘衆議院議員、根本匠衆議院議員、勝目康衆議院議員、宮本周司参議院議員、高橋はるみ参議院議員、滝波宏文参議院議員へ要望
公明党 中野洋昌衆議院議員へ要望
- 12月19日 全国知事会へ要望

新入職員の紹介



所属 運営支援部 運営支援第一課
氏名 千葉 壮真（ちば そうま）
出身地 登米市
趣味 旅行、ソフトボール、ラーメン食べ歩き

自己紹介

3月から中央会職員として勤務しております。早く仕事を覚え、前職の営業職の経験を活かし皆様によりご提案ができるよう尽力させていただきます。ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

「令和5年度取引力強化推進事業」の活用事例をご紹介します。

組合員である中小企業及び小規模事業者の取引力強化促進を図るために実施する取組みに対して支援を行います。(補助対象経費の2/3を補助) 詳細は本会担当者までご相談ください。

●河原町商店街振興組合

事業内容：「商店街の魅力・認知度向上のための商店街マップの制作」

仙台市在住の人気インスタグラマーが商店街を巡り、昔ながらの街並みと人の温もりをストーリー調で紹介していく商店街マップを作成しました。ビジュアル面に工夫を凝らし、まず手に取ってもらえる商店街マップを目指し、「可愛らしく小洒落た商店街」という方向性へのチャレンジとともに、より多くのお店に幅広い地域から訪れてもらおうと、今回の事業に取り組みました。

【補助対象者】

小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人以下の会社及び個人）が主たる構成員の組合等



【補助金額】

1件当たりの補助金額は500千円を上限

【補助対象経費】

謝金、消耗品費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

【ご利用のイメージ】

- ・効果的な商品カタログやパンフレットを作成して集客力をアップ
- ・組合や組合員の魅力ある活動を広報するWebサイトの構築
- ・組合の事業や組合員の受注・販売促進のためのイベントチラシの作成

『経済の血液』物流を守ろう！

1. 物流の「2024年」問題とは

令和6年4月から働き方改革関連法施行によりトラックドライバーの時間外労働の上限規制等が適用されます。これにより、①1日に運ぶことができる荷物量の減少、②トラック事業者の売上・利益の減少、③ドライバーの収入減少、④収入減少による担い手不足などが懸念されています。これ

を「2024年問題」と言います。2024年問題は輸送力の低下を招き、2030年には「**全国で約35%の荷物が運べなくなる**」と試算されています。東北地方では平均「**約41%**」に達し、物流機能の低下は社会経済活動に大きな影響を及ぼすと見込まれます。

主な規制項目	現行	令和6年4月以降	※2024年問題の詳細はこちら (東北運輸局ホームページ)
トラックドライバーの時間外労働上限	規制適用なし	960時間 (休日労働を除く)	

2. 荷主企業が受ける影響と対策

(1) 物流コストが増加する

ドライバー確保のためには賃金アップが必要となることから、トラック事業者においては運賃自体を値上げせざるを得ないなど、物流コストの増大が見込まれます。

(2) 長距離輸送の依頼が難しくなる

ドライバーの労働時間削減のため、長距離輸送が困難となるトラック事業者が出てくると予想されます。そのため、配送ルート最適化を図るなど、物流の効率化を意識した対応が必要となります。

(3) 輸送スケジュールの見直しが必要となる

ドライバーの拘束時間減少により、従来の輸送スケジュールでは対応できない場合も生じます。そのため、入出荷工程

の見直しによる荷待ち時間縮減等、スケジュールの最適化が必要となります。

2024年問題で懸念される課題を解決するためには、トラック事業者の努力だけでは限界があります。社会経済活動に必要な不可欠な物流を維持するため、荷主企業や物流を利用する関係者も一体となって考え、課題解決に取り組んでいくことが重要です。

規制適用まで残りわずかです。物流に関係する全ての皆様の御理解・御協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

東北運輸局宮城運輸支局 ☎022-235-2517

宮城県における中小企業の労働事情 (調査時点：令和5年7月1日)

本調査は、全国の都道府県中央会において毎年一斉に実施しており、中小企業の労働事情の実態を把握し、国等の労働政策や中央会の支援方針策定等に活用しています。

61回目となる本年度は、「従業員構成」「経営状況」「従業員の労働時間・有給休暇取得数」「原材料費高騰に対する価格転

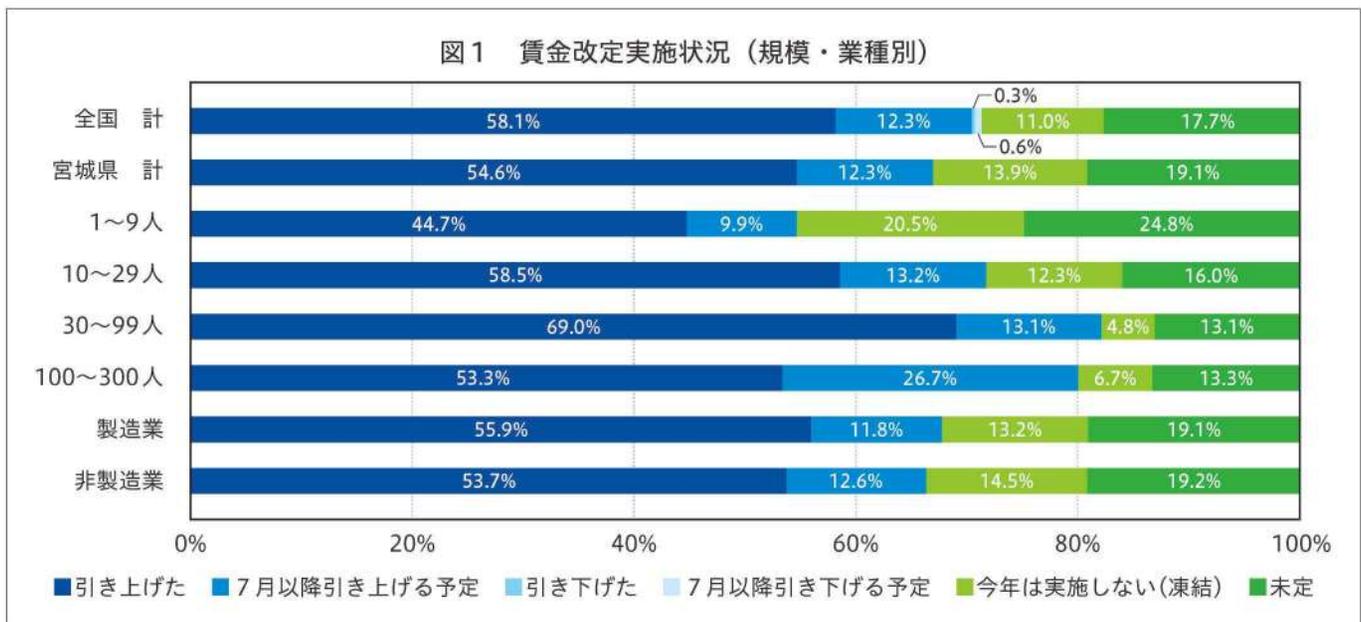
嫁」「新規卒卒者の採用・中途採用状況」「パートタイマーの雇用」「賃金改定状況」「労働組合有無」の各調査項目に基づき、調査を実施しました。本誌においては、その一部を抜粋して掲載いたしますが調査結果の詳細は、本会のホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

1 賃金改定実施状況 (図1)

「引き上げた」の割合が54.6%となり最多

「引き上げた」とする事業者は「30～99人」が最多で、過半数を超える69.0%であった。

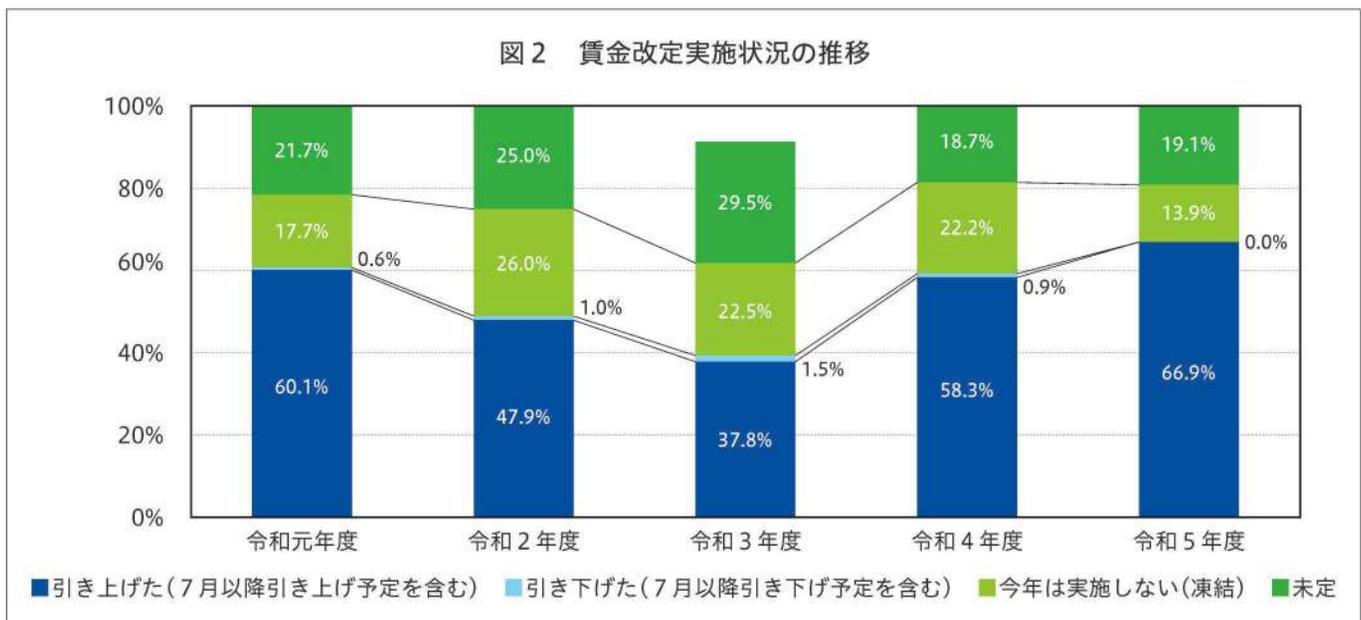
業種別では「引き上げた」と回答した事業所は「製造業」55.9%に対し、「非製造業」53.7%と、「製造業」の方が「引き上げた」割合が2.2ポイント高い。



2 賃金改定実施状況の推移 (図2)

賃金を「引き上げた」が2年連続の増加

宮城県内では「引き上げた (7月以降引き上げを含む)」と回答した事業者は昨年から8.6%増加し66.9%となり、令和4年度に続き2年連続の増加となった。



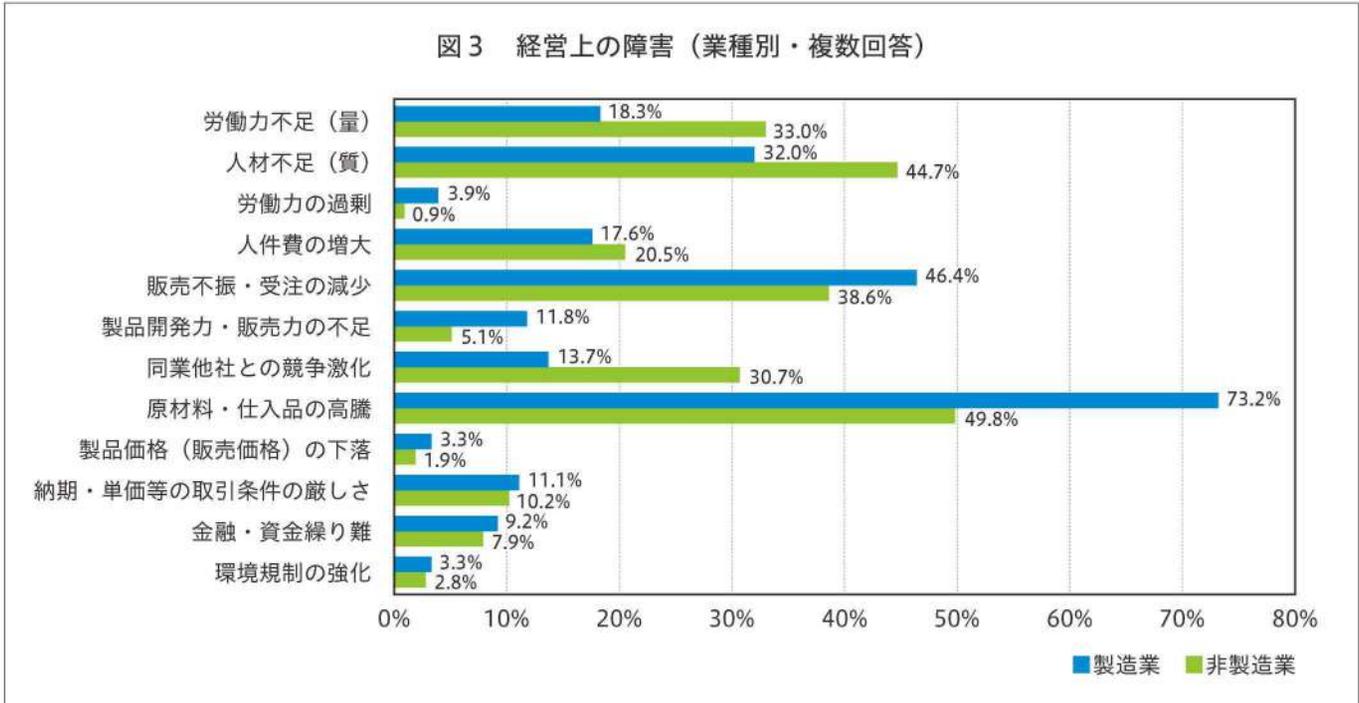
3 経営上の障害（図3）

「原材料・仕入品の高騰」「販売不振・受注の減少」が障害

宮城県の各事業所における経営上の障害について製造業と非製造業とに区分し集計した。

経営上の障害として製造業では「原材料・仕入品の高騰」が73.2%と最も高く、次いで「販売不振・受注の減少」46.4%、「人材不足(質)」32.0%の順であった。

非製造業でも「原材料・仕入品の高騰」が49.8%と最も高く、「人材不足(質)」が44.7%、「販売不振・受注の減少」が38.6%となった。

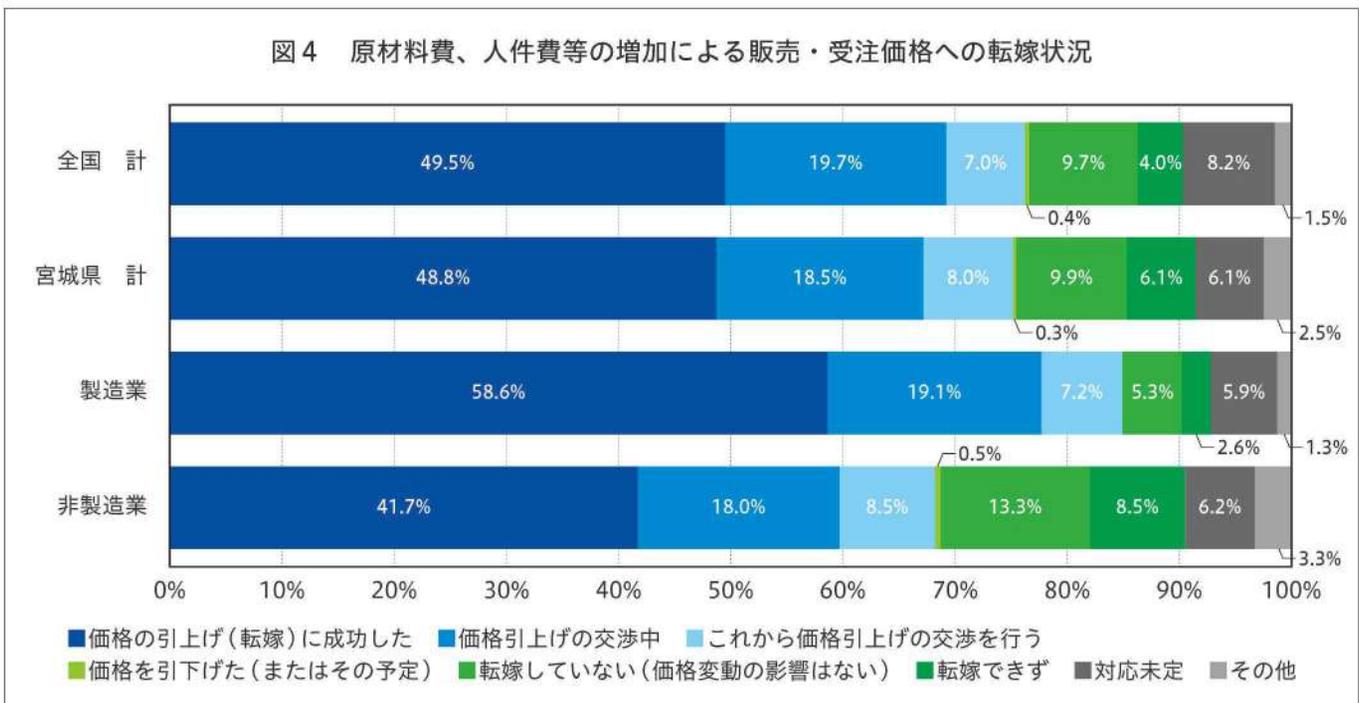


4 原材料費、人件費（賃金等）アップ等に対する販売価格への転嫁状況（図4）

約半数が「価格の引上げに成功した」と回答

宮城県内の事業所において、「価格の引上げ（転嫁）に成功した」と回答した事業所は48.8%であった。

業種別の価格転嫁の状況では、製造業は58.6%と半数以上が価格転嫁ができている一方、非製造業では41.7%にとどまった。



SDGsと企業経営(3)

—中小・地域企業における取り組みと展望—

東北学院大学 経営学部経営学科
教授 矢口 義教氏

1. 中小・地域企業における CSR・SDGsへの取り組み状況

CSR（企業の社会的責任）に取り組むことは、近年では、大企業だけでなく中小企業や地域企業においても求められている。ここでは、中小企業と地域企業を並列表記しているが、中小企業とは、特定の地域を基盤として事業活動をしており、全国的に事業展開する大企業と比較して、地域社会との結びつきが相対的に強いと、地域企業とも言えるのである。それゆえ、以下では中小企業と地域企業を区別することなく使用していくことにする。なお、中小企業とは、中小企業基本法や会社法などで定義されているが、あくまで規模による分類であり、企業それ自体の善し悪しとは基本的には関係ないことにも留意すべきである。

しかし、CSRやSDGsに関して、中小企業の認識や実践は低調な状況にある。中小企業のSDGs実践を調査した日本立地センターによると、2020年11月時点において、「アクションを実行している」、または「検討している」と回答した企業の割合は8.2%に留まる。それ以外、「対応していない」、「知らない」や「はじめて知った」とする企業の割合が91.8%に及んでいる（矢口, 2023, p.72）。SDGsの襟章を付けているものの、具体的には「何をしたら良いかわからない」場合が実際には多い状況にあるのである。しかも、SDGsについては環境問題を中心にして、目新しい取り組みによってサステナビリティを印象づける必要があるとの誤解さえ生じている。それゆえに、新しい技術やイベントなどを展開できる大企業でないと、SDGsへの取り組み自体が困難になると、多くの中小企業では認識されているようである。

SDGsへの認識だけでなく、CSRそれ自体に関しても中小企業では、その認識は決して高いわけではない。仙台市社会福祉協議会・仙台市ボランティアセンター（2018）の調査によると、CSRの概念を「よく知っている」と述べる中小企業は45.6%になっている。また、CSRに取り組んでいると回答する企業は41.9%という状況である。しかも、このポジティブな回答には、CSRの本質を十分に理解せずに、事業所周辺の清掃活動や地域行事への寄付などのような活動をして「取り組んでいる」と回答している可能性が高い（矢口, 2023, p.53）。つまり、SDGsの前提になるCSR活動においてさえも、実際には、十分に取り組めていないと考えられるのである。ここでは大企業のCSRをベンチマークとして比較するために、中小企業のCSR活動は不十分と認識されることも多い。

2. 中小・地域企業でも取り組めるSDGs

それでは、中小企業のCSRをいかに捉えるべきであろうか。大企業で制度化されているCSRの取り組み（CSR担当取締役、CSR部署やCSR報告書など）を「明示的CSR」(explicit CSR) とすると、中小企業のCSRは「暗黙的CSR」(implicit CSR) という概念で捉えるべきである。暗黙的CSRとは、経

営者の価値観とリーダーシップに根差して行われ、彼自身もCSRと認識しない形で行われる社会的責任行為のことを言う（Matten and Moon, 2008）。そこには制度的な特徴が見られないだけでなく、戦略的性質として見返りを求めることもない。そして、このような暗黙的CSRは、一見すると、企業としてCSRを果たしているのか否かについて判断することさえ難しい場合が多い。これに関して日常（平時）においては、そのCSR実践を判別することは難しいが、東日本大震災のような有事においてはその取り組みを顕著に見ることができる。

大震災時の被災地企業の暗黙的CSRについて、矢口（2023）に基づいて紹介することしよう（図表1）。例えば、宅配ピザ・ストロベリーコーンズを展開するいちごホールディングスは、震災直後に在庫を用いて炊き出しを提供したり、造水装置によって津波被災地において水の提供活動を行った。ついで輸送事業者である愛子観光バス、仙南タクシー、フタバタクシーなどでは、人々の移動手段を確保することで地域住民の生活を支えた。復旧期には運行を強化したり、語り部タクシーを運行して、被災地外での観光や教育という側面からも復興を後押しした。また卸売業としては、仙台水産が、震災直後から仙台中央卸売市場を開場して、食料品の供給を開始するとともに、復旧・復興期には提案会を開催して生産者の販路拡大を支援したのであった。自動販売機サービスを展開するサン・ベンディング東北では、震災直後には約10万本に及ぶ飲料を被災者に提供し、復旧期には在庫切れを防止して自動販売機の稼働維持につとめ、さらに収益の一部を教育機関に寄付した。そして建設業の深松組では、震災直後には建物の応急処置に取り組むとともに、津波被災地での瓦礫の撤去活動が行われた。震災復旧・復興期には、被災地を活性化させるためにアクアイグニス仙台という複合観光施設を建設して、交流人口拡大にも取り組んでいる。

このような震災直後や復旧期における被災地への貢献については、その他では、小売り（ウジエスーパー）、サービス（斎藤コロタイプ印刷やヒューレックス）、宿泊（南三陸ホテル観光や大観荘）、食品製造（木の屋石巻水産や高政）、農業（舞台ファームやワンダーファーム）、部品製造（岩機ダイカスト工業やヤグチ電子）といった被災地企業においても見受けられた。また被災地企業各社のCSR活動は、一部には寄付活動を含む純粋な社会貢献活動も見られるが、基本的には事業活動それ自体を通して行われていることが特徴的である。

東日本大震災のような有事から、地域企業には事業それ自体に地域社会を支える「社会性」が内包されていることが見て取れる。これらの取り組みは、CSR実践そのものと言えるのであり、大企業のような明示化された行為ではなく、暗黙的な形で事業関連性に基づく活動が可能であることを示している。そして、このような暗黙的CSRを実践することが、経済・社会・環境の持続可能性への貢献、つまりSDGsの目標達成にも貢献することになる。実際に、大震災下での被災地企業の取り組みは、経済と社会を中心とする貢献が多く見受けられており、それらはSDGsの各目標に明確に位置づけられる（図表1）。

図表1：東日本大震災後の被災地企業のCSR活動とSDGs

社名	地域支援の取り組み	SDGsとの関連性
いちごホールディングス	震災直後：炊出しの提供、 造水装置による水提供 復旧期：—	目標2：飢餓 目標6：水・衛生
愛子観光バス	震災直後：独自判断による運航開始 復旧期：運行維持・増便により地域の交通 手段確保	目標11：都市
仙南タクシー	震災直後：地域住民への交通手段提供 復旧期：語り部タクシーの運行	目標4：教育 目標11：都市
フタバタクシー	震災直後：透析患者を中心とする弱者の移送 復旧期：交通弱者支援	目標3：保健 目標11：都市
仙台水産	震災直後：卸売市場の開場・食品供給 復旧期：提案会開催で生産者と消費者の マッチング	目標2：飢餓 目標8：成長・雇用 目標11：都市
サン・ベンディング東北	震災直後：約10万本に及ぶ飲料の避難所への 配布 復旧期：自動販売機の稼働維持と収益の一部 寄付	目標2：飢餓 目標4：教育 目標11：都市
深松組	震災直後：建物応急措置、津波がれきの撤去 主導 復旧期：被災地再開発 (アクアイグニス仙台)	目標8：成長・雇用 目標11：都市
ウジエスーパー	震災直後：震災翌日からの店舗営業再開 復旧期：津波被災地南三陸町での再進出	目標2：飢餓 目標11：都市
斎藤コロタイプ印刷	震災直後：— 復旧期：流出した卒業アルバム再生	目標12：生産・消費
ヒューレックス	震災直後：雇用ミスマッチ解消、紹介予定派遣 復旧期：被災地における雇用支援、 婚活支援	目標4：教育 目標8：成長・雇用
南三陸ホテル観洋、大観荘など	震災直後：地域住民の避難場所・食料供給 復旧期：第2次避難施設、復興支援者の 活動拠点、地域社会のPR活動	目標2：飢餓 目標11：都市
木の屋石巻水産	震災直後：大規模被災下の雇用維持 復旧期：工場再建と雇用拡大	目標8：成長・雇用 目標11：都市
高政	震災直後：かまぼこの避難所への配布 復旧期：地産地消運動、被災地観光の拠点	目標2：飢餓 目標4：教育 目標8：成長・雇用 目標11：都市
八木澤商店	震災直後：大規模被災下の雇用維持 復旧期：工場再建と地域企業と連携した 起業家創出	目標8：成長・雇用 目標9：イノベーション 目標11：都市
舞台ファーム	震災直後：炊出しの提供 復旧期：農業の6次産業化、農業起業支援	目標2：飢餓 目標8：成長・雇用 目標9：イノベーション 目標15：陸上資源
ワンダーファーム	震災直後：— 復旧期：生産施設再開と事業再建、住民 ニーズの理解	目標8：成長・雇用 目標15：陸上資源
岩機ダイカスト工業	震災直後：雇用維持、サプライ・チェーンの 維持 復旧期：地域社会のPR活動	目標8：成長・雇用 目標11：都市
ヤグチ電子	震災直後：— 復旧期：ポケットガイガーによる安価な放 射線測定	目標9：イノベーション

出所：矢口, 2023, p.74を加筆修正。

参考文献

- Matten, D. and J. Moon (2008) , “‘Implicit’ and ‘Explicit’ CSR: A Conceptual Framework for a Comparative Understanding of Corporate Social Responsibility,” *Academy of Management Review*, Vol.33 No.2, p.404-p.424.
- 矢口義教 (2023) 『地域を支え、地域を守る責任経営—CSR・SDGs時代の中小企業経営と事業承継—』創成社。

〈プロフィール〉

宮城県石巻市出身で、明治大学大学院経営学研究科で経営学についての学位を取得する（博士（経営学））。当時は、EUを中心とするグローバルなCSR（企業の社会的責任）について、経営戦略との側面から研究を進めてきた。

しかし、東日本大震災の発生を契機に、地域企業の果たす役割に関心を持つようになり『震災と企業の社会性・CSR』（創成社、2014年）を発表した。また、直近では地域企業のCSRについて、事業承継の視点も合わせて考察する『地域を支え、地域を守る責任経営—CSR・SDGs時代の中小企業経営と事業承継—』を上梓している。大企業にとられない地域企業ならではのCSRについての考察を進めている。



例えば、いちごホールディングスの取り組みは、目標2：飢餓と目標6：水・衛生に関係する。震災直後に炊き出しを行うことは、食料不足にあえぐ被災者の栄養面を改善して命を救う行為であるほかに、造水装置による水供給は、被災者に対して安全な飲料水の提供と衛生状況の改善につながるからである。フタバタクシーでは、震災直後に透析患者の高台病院への移送を行ったが、これは弱者の健康・生命を守るという点で目標3：保健に該当する。復旧期には交通弱者を支援する目的でタクシーを運行させたことは、地域の持続的な移動手段を確保してレジリエンスを強化することに貢献した（目標11：都市）。最後に深松組について見ると、震災直後の建物応急処置や沿岸部瓦礫撤去は、地域社会の健全な発展を目指す目標11：都市に該当する。復旧期におけるアクアイグニス仙台の開業については、被災地を再開することで、地域社会の経済成長や雇用を生み出すことになり目標8：成長・雇用につながる。

3.「SDGsと企業経営」3回シリーズのまとめと今後の展望について

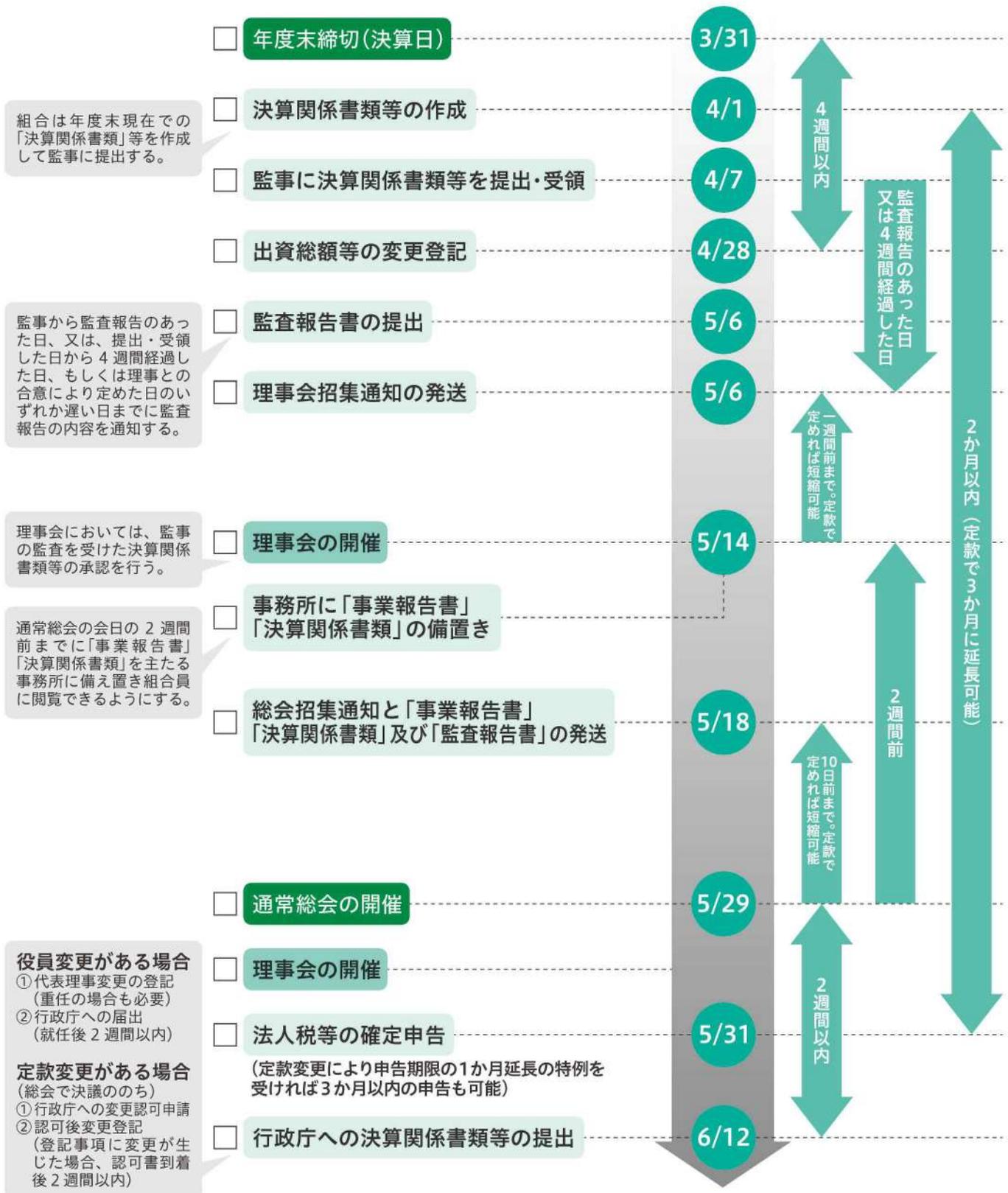
本コラムでは、3回にわたってSDGsと企業経営について検討してきた。SDGsではグローバルな観点から多様な目標が設定されていたが、企業としては、事業の関連／非関連を問わずCSRを着実に実行することが必要になる。それは大企業だけでなく、中小企業においても十分に果たしうる行為と責任なのである。このような取り組みによって、企業（とくに中小企業）は、地域社会を中心とするステークホルダーから「社会的正当性」を獲得することにつながる。社会的正当性とは、企業が存続することの地域ステークホルダーからの承認・信任のことであり、企業が永続するための根拠になる。TBLに焦点を当てて、SDGsに取り組むことが、中小企業をして、その持続可能性を高め得る要因の1つになっていると考えられるのである。

経営相談室

1. 通常総会開催までの手順

詳しくは右側の表をご覧ください。

決算日を3/31、理事会を5/14、通常総会を5/29と想定した場合



2. 年度末手続き上の20のポイント

(中小企業等協同組合法 以下「中協法」という)

NO.	手続き項目 (想定日)	主なポイント
□ 1	年度末締切 (3/31) (試算表の作成、棚卸表の作成、精算表の作成、総勘定元帳の締切)	正確な財務諸表作成のため、必要な決算整理手続等を行う。
□ 2	組合員名簿の作成 (4/1)	組合員の移動状況を整理する。[中協法 第10条の2①]
□ 3	出資総口数及び払込済出資総額変更登記 (4/28)	期中に変更が生じた場合、決算日(年度末)より4週間以内(4月28日まで)に行う。なお、変更があった都度登記(2週間以内)しても可。[中協法 第85条①②]
□ 4	決算関係書類等の作成 (4/1) (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)	通常総会開催日の大体的見通しをたて、事業報告書及び決算関係書類を作成する。[中協法 第40条②]
□ 5	理事から監事へ決算関係書類等を提出 (4/7)	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。[中協法 第40条⑤]
□ 6	監事から理事へ監査報告書を提出 (5/6)	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているか、といった点に留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
□ 7	理事会招集通知の発送 (5/6)	理事会開催日から、1週間前(定款で短縮可)までに発送する。なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略しても可。[中協法 第36条の6⑥]
□ 8	理事会開催 (5/14)	監事からの監査報告書の受領後、事業報告書、決算関係書類、事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の承認を行う。[中協法 第40条⑥第49条②]
□ 9	決算関係書類等を事務所に備置閲覧 (5/14)	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え付ける。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。[中協法 第40条⑩⑪]
□ 10	通常総会招集通知の発送 (5/18)	通常総会開催日から、中10日(定款で短縮可)以上あけて到達するように発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。[中協法 第40条⑦第49条①]
□ 11	通常総会開催 (5/29) (決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等)	事業年度終了後2か月以内(定款で3か月に延長可)に開催する。通常総会では、決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。[中協法 第51条]
□ 12	総会終了後の事務処理 (5/30～6/12) (議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当)	速やかに処理する。
□ 13	理事会開催 (5/29)	通常総会で役員改選を行った場合、役付理事(理事長、副理事長、専務理事等)は理事会で選任する。[中協法 第36条の8]
□ 14	代表理事変更登記 (6/12)	代表理事就任後、2週間以内に行う。[中協法 第85条①]
□ 15	行政庁への決算関係書類提出 (6/12)	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。[中協法 第105条の2①]
□ 16	行政庁への役員変更届 (6/12)	役員の氏名又は住所に変更があった時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。[中協法 第35条の2]
□ 17	法人税、法人県民税・法人市町村民税、事業税、消費税等の確定申告及び納税 (5/31)	事業年度終了後2か月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。(申告期限の1か月延長の特例を受けることも可能)
□ 18	定款変更認可申請 (6/12)	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払戻し」「役員の定数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する。(事前に本会担当者にご相談下さい。)[中協法 第51条②]
□ 19	行政庁より定款変更認可書到達 (6月下旬)	定款変更した事項が、登記事項(名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法)である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
□ 20	変更登記 (6月下旬)	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生の日(定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更認可書が到達した日)から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない(出資の総口数及び払込済出資総額の変更を除く。)[中協法 第85条①]

- 情報連絡員による令和6年1月の県内中小企業の景況報告は、業界全体として「好転」が7.1%、「不変」が57.1%、「悪化」が35.7%、業界全体の「景況感DI」は-23.8ポイント（前月比+3.7ポイント）となった。
- コスト上昇に対する価格転嫁が遅れていることに加え、個人消費も弱含んだことから製造業・非製造業ともに景況感が低下した。
- 人手不足・人材確保の問題やそれに伴う人件費の上昇が、依然として多くの業種で課題となっている。
- また、令和6年能登半島地震に伴う報告が多数寄せられている。

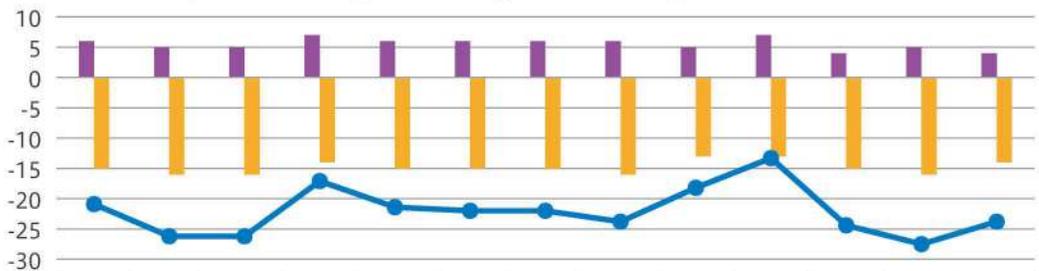
情報連絡員報告をもとに景況についてDI値を作成しました。業界の景況についての項目を「好転」割合から「悪化」割合を引いた値をもとに作成し、その基準は右記のとおりです。

30以上	10～30未満	10未満～△10	△10超～△30未満	△30以下
				
快晴	晴れ	曇り	雨	大雨

県内の景況天気図（前月比DI値）

	売上高	収益状況	県内の景況
製造業	 △45	 △36	 △36
非製造業	 △29	 △26	 △26

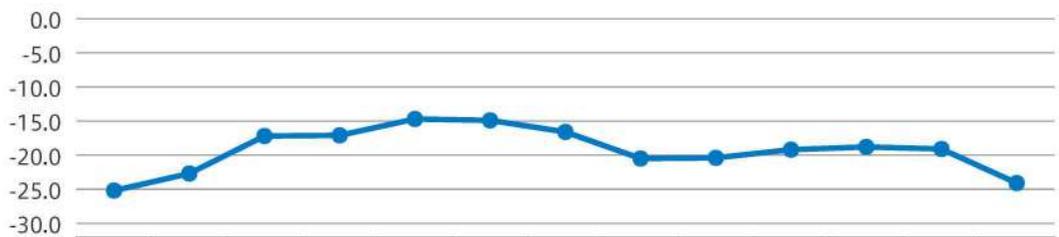
宮城県 景況DI値の推移【前年同月比】



	R5年1月	R5年2月	R5年3月	R5年4月	R5年5月	R5年6月	R5年7月	R5年8月	R5年9月	R5年10月	R5年11月	R5年12月	R6年1月
好転	6	5	5	7	6	6	6	6	5	7	4	5	4
悪化	15	16	16	14	15	15	15	16	13	13	15	16	14
業界の景況【前年同月比】	-20.9	-26.2	-26.2	-17.1	-21.4	-22.0	-22.0	-23.8	-18.2	-13.3	-24.4	-27.5	-23.8

好転 悪化 業界の景況【前年同月比】

全国 景況DI値の推移【前年同月比】



	R5年1月	R5年2月	R5年3月	R5年4月	R5年5月	R5年6月	R5年7月	R5年8月	R5年9月	R5年10月	R5年11月	R5年12月	R6年1月
業界の景況【前年同月比】	-25.2	-22.7	-17.2	-17.1	-14.7	-14.9	-16.6	-20.5	-20.4	-19.2	-18.8	-19.1	-24.1

業界の景況【前年同月比】

各業界の詳細（前年同月比、業界の動き）が必要な方は本会までご連絡ください。

経営相談室

脱退した組合員にも配当するの？（組合法解説 vol:10）

多くの組合では3月31日を年度末としています。5月又は6月までに開催する通常総会の剰余金処分案において出資配当や利用分量配当をすることの議案審議を行います。事業年度末までに脱退した組合員に対しても配当しなければならないのか、事業協同組合を例に解説いたします。

剰余金の配当は、前期繰越損失金があった場合にはそれを補てんし、かつ定款に規定する利益準備金、特別積立金、教育情報費用繰越金を控除して、なお残高があるときのみ配当することができます。利益準備金等の定款規定を満たさず配当することができないことに注意が必要です。

脱退した組合員に対する配当は、以下の対応になると考えられます。

利用分量配当

利用分量配当は、組合事業の手数料、使用料等の過徴額の割り戻しという性格を有しています。共同事業ごとの収入の額と費用の額に発生した差額が利用分量配当金対象限度額となります。各組合員に対する配当額は、当該事業年度において組合に納付した手数料、使用料などの額、共同事業の利用分量によって算定します。

したがって、自由脱退、法定脱退にかかわらず、脱退の日まで利用分量配当の対象となった共同事業を利用していれば脱退した組合員に対しても利用分量配当をしなければなりません。

出資配当

自由脱退と法定脱退では配当の取り扱いが異なりますので、この2つの脱退を理解しておく必要があります。

自由脱退は、組合員の意思により組合を脱退すること

ができますが、定款に規定する予告期間まで脱退することを組合に書面で提出し、事業年度末をもって脱退することになります。

一方、法定脱退は、定款で規定する組合員たる資格の喪失、たとえば個人事業主の死亡や廃業という脱退の事由に該当した日をもって脱退となります（ただし、事業年度末まで持分払戻請求権を行使することはできません）。

中小企業等協同組合法第59条第2項では、「剰余金の配当は、定款の定めるところにより、・（中略）・・しなければならない。」と規定しており、定款参考例において「事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じて、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。」と定め、事業年度末より前の脱退者への配当を除外し、組合員だけを対象として配当することができます。

自由脱退の組合員は、事業年度末まで組合員としての権利と義務を有するため、出資配当を受け取る権利を有していることから、出資配当をしなければなりません。

一方、法定脱退となった組合員は、事業年度末よりも前に脱退しているので出資配当の必要はないといえるでしょう。

なお、ここの「配当することができる」は全組合員に配当することができる・できないであり、脱退組合員を含む特定の組合員を配当の対象から除外することはできません。



	自由脱退	法定脱退
利用分量配当	○	○
出資配当	○	×

全国中小企業団体中央会「業務災害補償制度」「ビジネス総合保険制度」のご案内

全国中小企業団体中央会の
「業務災害補償制度」と「ビジネス総合保険制度」で

事業活動リスクを 包括的にカバー します。

企業経営には多くのリスクが存在しています

- 労災訴訟のリスク
- 労務災害のリスク
- 事業休業のリスク
- 賠償責任のリスク
- 財物損害のリスク

災害や事故などをはじめ、様々なリスクへの
備えが**企業経営への安心**につながります。

大好評

業務災害補償制度

新しい労災リスクから会員の皆様をお守りする
業務災害補償制度の特徴

- 全国中小企業団体中央会のスケールメリットによる
割安な保険料水準
一般加入と比べ約半額の掛金水準
- 労災賠償に備える「**使用者賠償責任保険**」を標準セット
- 政府労災保険の給付を待たずに**保険金のお支払いが可能**
政府労災保険への加入が必要です。(使用者賠償責任保
険は給付決定後の支払いになります)
- 契約は無記名式。**短期労働者やパート・アルバイトも包括補償**
- 掛金は売上高と業種で算出**掛金は全額損金算入可能**

ビジネス総合保険制度

事業活動を取り巻く様々なリスクから
会員の皆様をお守りする
ビジネス総合保険制度の特徴

- 全国中小企業団体中央会のスケールメリットによる
割安な保険料水準
- 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリ
を解消し、一本化してご加入
- 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等)
リスクを総合的に補償
- 事業休業補償により災害に遭った際の
事業継続のための資金を確保
- 保健所指示などによる新型コロナウイルス感染症の消毒
費用および消毒に伴う営業休止にかかる損失を補償

本内容は業務災害補償制度およびビジネス総合保険制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は引受保険会社の約款、パンフレット等に従います。

お問い合わせ先

宮城県中小企業団体中央会 総務課
☎ 022(222)5560

お見積り、ご加入手続きは引受保険会社にお問い合わせください。
(※)募集要書締結中央会になります。

制度引受保険会社(制度参入順)

東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社(令和4年7月より業務災害のみ)

制度運営

全国中小企業団体中央会

本広告は有限会社エヌ・エス・エイサービスによるものです。

定価 100円

会員については会費に含まれています。

発行所/宮城県中小企業団体中央会

仙台市青葉区上杉一丁目14番2号

TEL.022-222-5560 FAX.022-222-5557

https://www.m-chuokai.com/